

令和2年3月24日

小金井市新型インフルエンザ等対策本部

本部長 西 岡 真一郎

市が実施するイベント等の取扱いについて（方針）

新型コロナウイルスによる感染症が国内で発生している状況において、令和2年2月26日、内閣総理大臣から、文化・スポーツ等のイベントを今後2週間、中止、延期又は規模の縮小をするよう要請が行われたことを受け、市では、2月28日から3月31日までの間、市が実施するイベント等について、原則中止又は延期する方針を策定したところである。

令和2年2月20日に小金井市新型コロナウイルス感染症対策本部を設置し、3月16日からは、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく小金井市新型インフルエンザ等対策本部を通じ、感染拡大防止についての対策を推し進めてきたところであるが、国及び都の動向を踏まえ、改めて市が実施するイベント、行事及び会議（以下「イベント等」という。）の中止・延期等の基準について協議し、次のとおり定めることとする。

（中止・延期等の基準）

- 1 換気不十分な密閉空間で開催するもの
- 2 多数の人が集まる密集した場所で開催するもの
- 3 間近で会話や発声をする密接場面があるもの
- 4 対象者に高齢者、基礎疾患のある者、妊婦及び子どもが含まれるもの
- 5 会場で飲食の提供があるもの
- 6 対象者に医療従事者など市民の救命救急に関わる者が含まれるもの

上記の基準に該当する場合は、感染拡大の防止を考え、市が実施するイベント等は、令和2年4月12日までの間、原則中止又は延期とする。

なお、この取扱いについては、今後の感染症動向の変化に伴い、対策本部において適宜見直しを実施する。